

はーとふるるメッセージ

2008

特選作品紹介
第1回

ポスター・中学生の部



佐々木愛海さん(東中学校2年)

標語・小学生の部

ぼかぼかの
きもちをあげて
おともだち

藤田優菜さん(城西小学校1年)

ポスター・小学生の部



長崎大志さん(亀山小学校4年)

標語・中学生の部

手を出して
やさしい心を
はいどうぞ

谷口涼介さん(南中学校3年)

はーとふるるメッセージ2008入賞作品展

入賞作品54点を一堂に展示します。ぜひご覧ください。

- ▼ビバシティ彦根 1階センターモール(竹ヶ鼻町)
2月21日(土)、22日(日) 午前10時～午後8時
- ▼市役所1階ロビー
2月24日(火)～3月6日(金) 午前8時30分～午後5時15分(最終日は午後4時まで)

軽自動車 バイク

4月1日現在で登録されている所有者に、 その年の軽自動車税が課税されます

廃車・名義変更などの手続きは 早めに済ませましょう

「もう乗っていないのに」「他人に譲ったのに」など、以前所有していた軽自動車、バイクなどの税金の納付書が届いて、驚いた経験がある人もいるのではないでしょうか。

軽自動車税は、毎年4月1日現在登録されている所有者に課税されます。そのため、廃車や名義変更の手続きが済んでいないと、いつまでも元の所有者に課税されることになります。

になると、4月1日現在で登録のある元の所有者に課税されます。名義変更や廃車などの手続きは、4月1日までに済ませてください。

◆例年、3月後半は各窓口がたいへん混雑しますので、手続きはできるだけ早めに済ませてください。

名義変更・廃車などに関する 問い合わせ先

- 自動車、126cc以上のバイク
近畿運輸局滋賀陸運支局 ☎
050-5540-2064番
- 軽自動車 軽自動車検査協会滋
賀事務所 ☎077-585-
7103番
- 125cc以下のバイク、小型特
殊自動車(テラー、トラクター、
乗用コンバインなど)
国税務課市民税係 ☎30-61-
08番

問い合わせ先

軽自動車税：国税務課市民税係 ☎
30-6108番、FAX 22-13
900番

テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの処理は 清掃センターではできません

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの特定家電製品(家電4品目)は、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、清掃センターでは処理できません。

再商品化などには費用が発生するため、捨てる人がリサイクル料金(再商品化等料金)を負担することになっていきます。処理の手続きは次のとおりです。

- ①捨てる家電の製造業者(メーカー)を確認します。
- ②郵便局で家電リサイクル券に必要な事項を書き込みます。
- ③郵便局でリサイクル料金(税込)と振込手数料を払います。
- ④内容を確認し、家電リサイクル券と特定家電製品を持って「指定引き取り場所」に持ち込みます。

最寄りの指定 引き取り場所

処理する家電のメーカーによって、持ち込み先がAグループとBグループに分かれます。ご注意ください。どちらのグループに該当するかは、清掃センターにお問い合わせください。

Aグループ 高島運輸(株)
彦根営業所(多賀町中川原454-2) ☎21-3540番

Bグループ 日本通運(株)
彦根支店営業課(多賀町中川原453-3) ☎26-0202番